

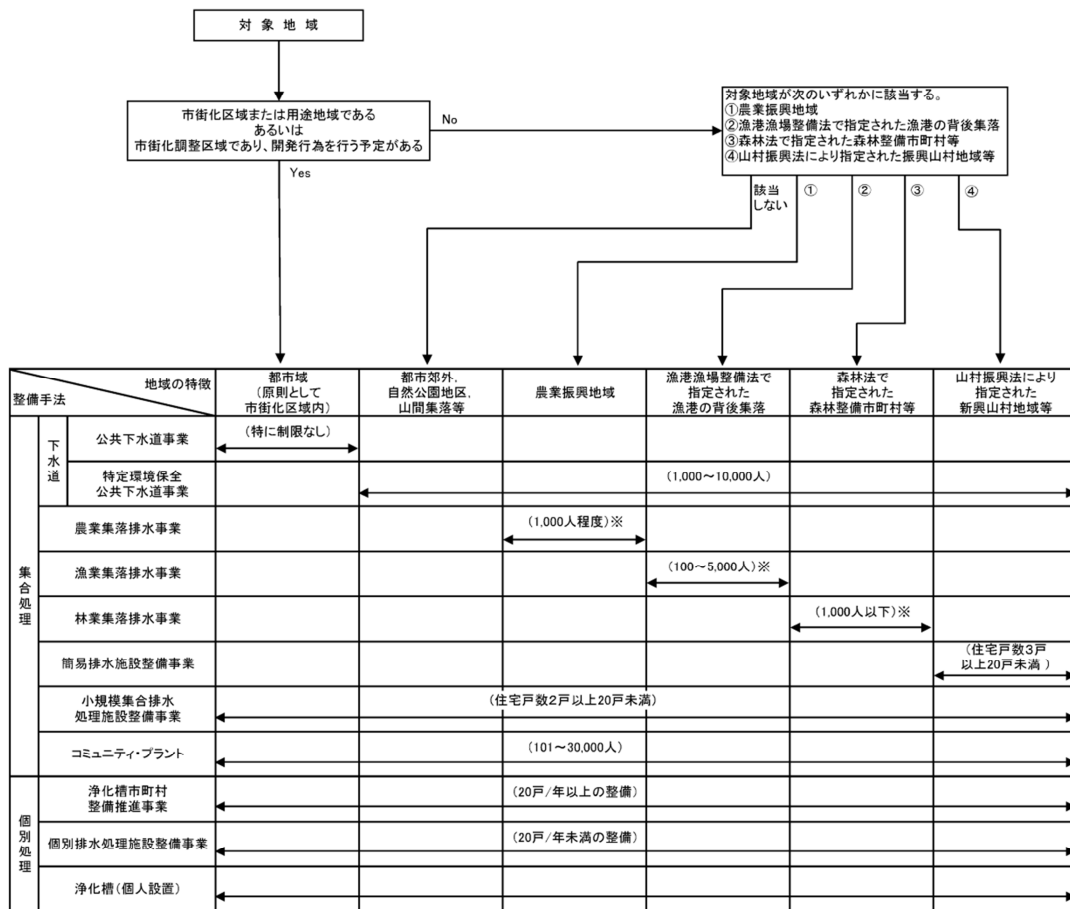
第5章 整備運営管理手法の選定

5-1. 整備手法の選定

第4章で設定した処理区域について、以下の方針で事業手法の選定を行う。

- 整備済み、既計画等で生活排水処理事業の整備・管理手法が明らかな処理区域は、事業手法を継続する。
- 未整備、生活排水処理事業の計画がない処理区域は、生活排水処理施設整備事業の採択基準、整備方針、運営管理・維持管理方針を勘案した上で、適用可能な事業及び最適な事業を選定する。

整備手法の選定については、以下に示す「適用可能事業選定表（区域等の指定状況および人口規模別）」および「主な生活排水処理施設の概要比較」を参考にする。



※対象人口は原則であり、例外もあり

出典：持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成26年1月

図-5.1 適用可能事業選定表（区域等の指定状況及び人口規模別）

表-5.1 主な生活排水処理施設の概要比較

区分	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	コミュニティ・プラント	浄化槽市町村整備推進事業 (市町村設置型)	個別排水処理施設設置事業 (個人設置型)	浄化槽 (個人設置)
① 目的	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し合わせて公共用水域の保全に資する。	自然環境の保全または農山漁村における水質の保全に資する。	農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持および農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。	漁港の機能の増進とその背景の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図る。	地方公共団体が地域し尿処理施設を設置し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	水道水源の保全のために、生活排水対策の緊急性が高い地域において市町村が設置主体となって個別浄化槽の面的整備を行う。	下水道や農業集落排水施設等により汚水等を集散的に処理することが妥当でない地域について、生活雑排水等の処理の促進を図る。	下水道未整備地域における雑排水による公共水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処する。
② 対象地域	主として市街地	市街地区域外の自然公園区域、農山漁村、水質保全上特に緊急を要する区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする区域を含む。）内の農業集落	漁港漁場整備法により指定された漁港の背後集落	特に制限なし			
③ 設置主体 維持管理主体	地方公共団体 地方公共団体	地方公共団体 地方公共団体	地方公共団体、土地改良区等 地方公共団体、土地改良区等	地方公共団体 地方公共団体	地方公共団体 地方公共団体	地方公共団体 地方公共団体	地方公共団体または個人 地方公共団体または個人	個人 個人
④ 根拠法又は 予算上の措置	下水道法	下水道法	農業集落排水事業（集排単独）、農業集落排水資源循環統合補助事業、農村振興総合整備事業、むらづくり総合整備事業、美しい村づくり総合整備事業、村づくり交付金の事業、汚水処理施設整備交付金の事業、農山漁村地域整備交付金のうち農業集落排水事業	漁業集落環境整備事業、漁村づくり総合整備事業、漁村再生交付金の事業、村づくり交付金の事業、汚水処理施設整備交付金の事業、農山漁村地域整備交付金のうち漁業集落排水事業		浄化槽法、浄化槽市町村整備推進事業、循環型社会形成推進交付金の事業、汚水処理施設整備交付金の事業		浄化槽法、浄化槽設置整備事業、循環型社会形成推進交付金の事業、汚水処理施設整備交付金の事業
⑤ 制度の創設時期	昭和33年(下水道法制定)	昭和50年(特定環境保全公共下水道) 昭和61年(簡易な公共下水道)	昭和58年(農業集落排水事業(集排単独))、平成14年(農業集落排水資源循環統合補助事業)、平成13年(農村振興総合整備事業)、平成15年(むらづくり総合整備事業)、平成16年(美しい村づくり総合整備事業)、平成16年(村づくり交付金の事業)、平成17年(汚水処理施設整備交付金の事業)、平成24年(農山漁村地域整備交付金のうち農業集落排水事業)	昭和53年(漁業集落環境整備事業)、平成6年(漁村づくり総合整備事業)、平成17年(漁村再生交付金の事業)、平成17年(村づくり交付金の事業)、成17年(汚水処理施設整備交付金の事業)、平成24年(農山漁村地域整備交付金のうち漁業集落排水事業)	昭和41年(廃棄物処理施設設置整備補助)	平成6年(特定地域生活排水処理施設)、平成17年(循環型社会形成推進交付金の事業)、平成17年(汚水処理施設整備交付金の事業)	平成6年(個別排水処理施設)	昭和62年(浄化槽)、昭和63年(変則浄化槽)
⑥ 対象人口	制限なし	1,000～10,000人 ただし、水質保全上特に緊急に下水道の整備を必要とする地区においては、1,000人未満も実施できる。	原則として概ね1,000人程度 なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	100人～5,000人 なお、1,000人以上で実施する場合は、市町村及び都道府県の関係部局間で協議調整を行う。	101人～30,000人	住宅戸数20戸以上(離島地域等にあっては10戸以上)	原則として住宅戸数20戸未満	特に制限なし

出典：持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成26年1月

本市で設定した処理区区域において、事業未着手の脇町処理区以外については、事業が実施されているため、既計画の整備手法を継続する。

事業未着手の脇町処理区については、対象区域において用途地域に指定された区域がなく、計画人口が1万人を下回っていることから、特定環境保全公共下水道事業により整備を進めていくこととする。

以下に本構想における処理区及び整備手法について示す。

表-5.2 処理区及び整備手法の設定

＜処理区の設定、整備手法＞						
処理区		面積 (ha)	戸数 (戸)	人口 (人)	公共下水 (特環)	農業集落 排水
No	処理区名					
A-1	穴吹	95.00	948	2,124	●	
A-2	知野	5.70	36	81		●
A-3	宮内	50.00	83	186		●
A-4	井口東	43.10	163	366		●
A-5	別所浜	89.44	555	1,248		●
A-6	喜来	173.10	979	2,232		●
A-7	脇町	326.19	2,831	6,370	●	

5 - 2 . 事業間連携の検討

効率的な汚水処理施設の整備・管理にあたっては、各施設の整備進捗や維持管理状況等を踏まえ、汚水処理施設の事業間連携を図ることが重要となっている。

本市では、下水道事業及び農業集落排水事業が実施され、脇町処理区は特定環境保全公共下水道事業とし、その他は、既計画の整備手法を継続している。本市においては、地域別(旧町)に処理を行うこととしており、現状の整備事業により汚水処理を進めていく。